

同時発表：近畿運輸局

令和 7 年 1 月 1 0 日
総合政策局運輸審議会審理室

京阪電気鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催中止について

運輸審議会は、標記事案に関する公聴会について、一般公述の申出がなかったことから、開催を中止します。

運輸審議会は、国土交通大臣から諮問があった標記事案を審議するに当たり、一般公述人の様々な意見を聴いた上で判断を行うため、令和 7 年 1 月 2 8 日に大阪府で公聴会を開催することを決定した旨を令和 6 年 1 2 月 1 3 日にお知らせしておりましたが、公述の申出期限である令和 6 年 1 2 月 2 7 日までに一般公述の申出がなかったことから、公聴会の開催を中止することとなりましたのでお知らせします。

なお、申込みを受け付けておりました傍聴希望については、令和 7 年 1 月 1 4 日（火）に傍聴用 URL 等を電子メールにてお知らせする旨をご案内していましたが、公聴会の開催中止に伴い、準備が整い次第、申込みのあった方に対してその旨を電子メールにてご案内します。

また、あわせてお知らせしておりました公述申込書等の当審議会ホームページへの掲載については実施いたしません。

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第 8 条に基づく審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 増田、藤間
(直通) 03-5253-8810

[鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 海老澤、沖元
(代表) 03-5253-8111